

高岡市民病院医療職奨学金返還支援金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、高岡市民病院（以下「病院」という。）に勤務する医療職に対し、奨学金の返還に要する費用を支援するための資金（以下「支援金」という。）を貸し付けることにより、経済的負担を軽減し、もって病院の医療職の継続的かつ安定的な確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「医療職」とは、高岡市職員の給与に関する条例（平成17年高岡市条例第49号）第3条第1項第2号イに規定する医療職給料表の適用を受ける職員をいう。

(貸付対象奨学金)

第3条 支援金の貸付けの対象となる奨学金（以下「貸付対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

(貸付けの対象者)

第4条 支援金の貸付けの対象者は、支援金の貸付けの申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 病院に勤務する医療職であって規則で定める者
- (2) 貸付対象奨学金の返還の債務がある者
- (3) 貸付対象奨学金の返還を滞納していない者

(支援金の貸付けの額等)

第5条 支援金の貸付けの額は、月額50,000円を限度として規則に定める額とする。

2 支援金の貸付けの総額は、前条の対象者1名につき3,600,000円を限度とする。

(利息)

第6条 支援金には、利息を付さない。

(貸付対象期間)

第7条 支援金の貸付けの対象となる期間は、初めて支援金の貸付けを受けた月から、貸付対象奨学金の返還が終了する日が属する月又は6年を経過する月のいずれか早い月までとする。

(貸付けの申請及び決定)

第8条 支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第9条 市長は、支援金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項に規定する支援金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から支援金の貸付けを行わないものとする。

(1) 停職又は免職の処分を受けたとき。

- (2) 自己の都合により、長期にわたり医療職として勤務することができないとき。
- (3) 退職したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により支援金の貸付けを受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、支援金の貸付けを受けることが適当でない認められるとき。

(支援金の返還)

第10条 借受者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、支援金を返還しなければいけない。

- (1) 前条の規定により支援金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 支援金の貸付けを受ける期間が終了したとき。
- (3) 次条の規定による返還の猶予を受けることができなくなったとき。

2 前項の規定による返還は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して支援金の貸付けを受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予を受けた期間を合算した期間とする。）以内に月賦又は半年賦の均等返還により借り受けた支援金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて支援金の返還することを妨げない。

(返還の猶予)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、

支援金の返還を猶予するものとする。

- (1) 支援金の貸付けを受けた期間が終了した日から引き続き医療職として病院等に勤務しているとき。
- (2) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。ただし、その事由が継続する期間に限る。

(債務の免除)

第12条 市長は、借受者(第9条第5号の規定により支援金の貸付けの決定が取り消された者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額の支援金の返還を免除するものとする。

- (1) 支援金の貸付を受けた期間の100分の150に相当する期間、医療職として病院等で勤務したと認めるときは、支援金の返還の債務の全部を免除するものとする。
- (2) 業務上の理由により死亡又は心身の故障により勤務することができなくなったときは、市長が認める額を免除するものとする。

2 市長は、前項各号に定める場合のほか、借受者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により支援金を返還することができないと認めるときは、支援金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第13条 借受者は、支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返

還すべき支援金の額に年7.3パーセントの割合をもって計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が100円未満の場合はこの限りでない。

- 2 市長は、借受者が支援金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利息を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。